

保護者様

栃木市立都賀中学校長 鈴木正俊

## 冬休み中の生活指導についてのお願い

いよいよ冬休みを迎えることになりました。期間は12月26日から1月7日までとなっていきます。冬休みは年末のあわただしさや、年始の正月気分などから気が緩みがちです。

そこで有意義な生活が送れ、また家族のふれあいのよい機会にもなるようご配慮をお願いいたします。また、生徒は、下記の事項を守ることになっておりますので、ご指導をお願いいたします。

## 記

## 1 生活面

- (1) 毎日、規則正しい生活が送れるように計画に即した生活をする。(生徒は、学習・生活・健康について「冬休みの過ごし方」の中で目標を立てています。)
- (2) 学習や進路・友達関係・小遣い等について、親子で話し合う機会を持つ。
- (3) 眉を剃ったり、髪の毛を染める等しない。

## 2 学習面

通信票などを手がかりにして二学期の反省をし、不得意な教科の学習に力を注ぐ。

## 3 健康面

長期間の治療を要する病気(虫歯・眼疾・中耳炎・皮膚病等)はこの機会に治療する。

## 4 事故防止

- (1) ゲーム場や遊戯場、カラオケボックスの出入りは保護者同伴以外は厳禁。**
- (2) 生徒同士での旅行、友人宅への外泊は厳禁。**
- (3) 外出するときは、行き先・同行者・帰宅予定時刻を必ず家の人에게て出かけるようにし、**恐喝・誘拐・わいせつ等の被害に遭わないように注意する。**
- (4) **交通事故は起こさないよう、また遭わないように十分注意する。**

自転車の並進、二人乗り、一時不停止をしない。

整備不良の自転車は道路交通法違反です。原則として自転車は左側通行である。

特にバイク等免許を要する車両は絶対運転しない。

- (5) 喫煙・飲酒・シンナー遊び・万引きなどを絶対にしない。

- (6) 爆竹、エアガンを使用した遊びなど、危険な玩具の使用は禁止する。

- (7) 他校生や卒業生との交際には十分に注意する。**(トラブルの原因になっています)

- (8) 携帯電話、メールでのトラブルが急増しています。**

基本的には携帯電話がなくても、学校生活は十分行えます。有害サイトにアクセスしないことや、むやみにサイト(掲示板)には書き込みをしないことなどはもちろん、携帯電話を使う時間や場所、方法などを親子で話し合ってみてはいかがでしょうか。

携帯電話の便利さは自分自身だけでなく、悪意があるひとにとっても同じことです。

携帯電話を持たないことが、お子さんを守ることになるというメリットはとても重要なことを思います。

## 5 その他

- (1) 部活動の練習は、各部の計画により実施されます。
- 欠席する場合は必ず部活動の顧問に連絡してください。
- (2) 外出の服装は中学生らしい服装とし、自転車の場合はヘルメットを着用させてください。自転車から離れる場合は、必ず鍵をかける。
- (3) 不審な電話の対応について、家庭でも話しあっておいてください。
- (4) お年玉などをめあてに各地で恐喝の被害があるようです。外出の際には十分気をつけてください。
- (5) 事故に遭ったり、病気やけがをしたときは、すぐに学校か担任に連絡してください。

学校 (0282) (27) (6138)  
担任 ( ) ( ) ( )